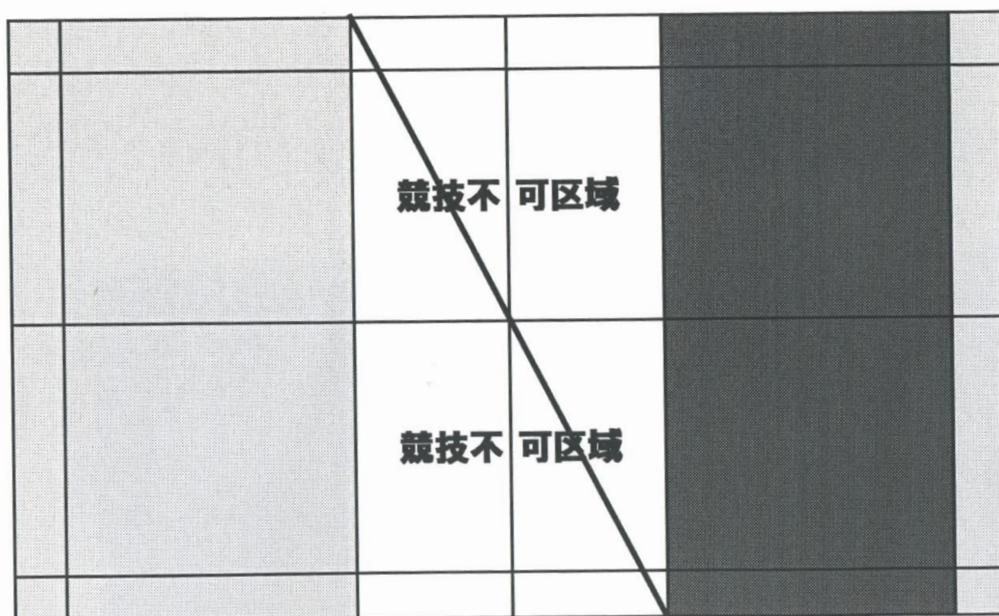


第2回障がい者スポーツ交流大会inあだち

競技の部：バドミントン申し合わせ事項

1. 上肢に不随運動を伴う者のサービスにおいては、競技規則第9条第1項(5)、(6)は厳しく取らない。
ただし、障害の状況によりルール通りに打てると判断された場合はこの限りではない。
(5)：サーバーのラケットで打たれる瞬間に、シャトル全体がサーバーのウエストより下になければならない。ここでいうウエストとは、肋骨の一番下の高さで、胴体の周りの仮想の線とする。
(6)：サーバーが持つラケットのシャフトは、シャトルを打つ瞬間に下向きでなければならぬ。
2. 杖および車椅子全体等はすべて身体の一部とみなす。
3. 1の適用を受ける者は、申込書に記入すること。
4. Dグループ(車椅子使用者)のサービスにおいては、シャトルが打たれた瞬間シャトル全体が腋の下よりも下になければならない。
5. Dグループ(車椅子使用者)のService area(サービス区域)とCourt area for play(競技区域)は下記(図)のとおりとする。

Court and service court for doubles wheelchair



-  ⇒ Court area for play(競技区域)
 ⇒ Service area (サービス区域)

